

広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 (昭49.11.14)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、もつて投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 特定店頭デリバティブ取引等

定款第 3 条第 7 号に規定する特定店頭デリバティブ取引等をいう。

2 広告等の表示

金融商品取引業（定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等を業として行うものに限る。）の内容について金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 37 条に規定する広告及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 72 条に規定する行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。

3 景 品 類

「不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号）第 1 項に規定するものをいう。

(基 本 原 則)

第 3 条 協会員は、広告等の表示を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うよう努めなければならない。

2 協会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。

(禁 止 行 為)

第 4 条 協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等の表示を行ってはならない。

1 取引の信義則に反するもの

2 協会員としての品位を損なうもの

3 金商法その他の法令等に違反する表示のあるもの

4 脱法行為を示唆する表示のあるもの

5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの

6 協会員間の公正な競争を妨げるもの

7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの

8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの

2 協会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。

3 協会員は、第 1 項の規定に違反する広告等の表示又は前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

(協会の内部審査等)

第 5 条 協会は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第 4 条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- 1 特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示
- 2 特別会員が行う登録金融機関金融商品仲介行為（金融商品取引法第 33 条第 2 項第 3 号ハ及び同項第 4 号ロに掲げる行為（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る広告等の表示で委託会員（当該特別会員に登録金融機関金融商品仲介行為の委託を行った会員をいう。）の広告審査担当者による審査が行われたもの
- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下、「外務員規則」という。）第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者で、かつ、次の第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する者に限る。
 - 1 内部管理統括責任者
 - 2 「証券外務員等資格試験規則」（平成 18 年 4 月 1 日施行前のものをいう。以下同じ。）による会員営業責任者資格試験の合格者
 - 3 「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）による会員内部管理責任者資格試験の合格者
 - 4 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者
- 3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、外務員規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者で、かつ、次の第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する者に限る。
 - 1 内部管理統括責任者
 - 2 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者
 - 3 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者
 - 4 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者
 - 5 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者
 - 6 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者
- 4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第 2 項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。
- 5 特定業務会員は、外務員規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者で、かつ、次

の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。

- 1 内部管理統括責任者
- 2 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者
- 3 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者
- 4 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者
- 5 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者

(社内管理体制の整備)

第 6 条 協会員は、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。

(違反に対する調査)

第 7 条 本協会は、協会員及びその従業員が行った広告等の表示又は景品類の提供が第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該協会員に資料の提出を求め、事情を聴取することができる。

- 2 協会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。

(広告等に関する指針)

第 8 条 本規則に定める事項のほか、協会員が行う広告等の表示に関し必要な事項は、本協会が別に定める「広告等に関する指針」で定める。

(アナリスト・レポートの取扱い)

第 9 条 本規則の規定に関わらず、アナリスト・レポート（「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」（以下「アナリスト・レポート規則」という。）において定義するアナリスト・レポートをいう。）に係る取扱いについては、アナリスト・レポート規則に定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この規則は、昭和50年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に「旧証券業協会の公正慣習規則、統一慣習規則、紛争処理規則その他の規則等の適用に関する暫定措置（創立総会決議）」により、本協会の規則とみなされた旧証券業協会の「広告に関する規則」の規定により届出を受けた広告については、この規則第4条の規定により届出を受けた広告とみなす。

付 則（昭50. 2.19）

この改正は、昭和50年3月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条を新設し、現行第6条を1条繰り下げる。
- (2) 現行第6条第1項第4号を削除。

付 則（昭59. 3.31）

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- 第5条第3号を改正。

付 則 (昭60. 4. 17)

この改正は、昭和60年6月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第5条第3号を改正。

付 則 (昭61. 3. 28)

この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第5条第3号を改正。

付 則 (昭62. 11. 18)

この改正は、昭和62年11月20日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第5条第3号を改正。

付 則 (昭63. 8. 26)

この改正は、昭和63年8月26日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第2条を改正。

付 則 (昭63. 10. 26)

この改正は、昭和63年11月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第5条第3号を改正。

付 則 (平 4. 10. 8)

1 この改正は、平成4年10月9日から施行する。

2 本規則全体を通じ、「常用漢字表」(昭和56年10月1日内閣告示第1号)及び「送り仮名の付け方」(昭和48年6月18日内閣告示第2号)に沿って、字句を整備する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第5条を改正。

付 則 (平 5. 4. 21)

この改正は、平成5年4月21日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第5条第3号を改正。

付 則 (平 6. 2. 16)

1 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

2 特別会員については、第5条から第7条及び第9条の規定は、この改正規則施行の日から平成7年3月31

日までの間、適用しない。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第2条を改正。
- (2) 旧第3条及び第6条を改正し、第3条とする。
- (3) 旧第4条及び第5条を改正し、第5条及び第6条に繰り下げる。
- (4) 旧第7条を改正し、第4条とする。
- (5) 第7条、第8条及び第9条を新設。

付 則 (平 7. 10. 18)

- 1 この改正は、平成7年10月18日から施行する。
- 2 協会員は、この改正規則施行の日現在において広告に関する担当責任者の地位にある者について、同日以降、遅滞なく、本協会に対して所定の様式により届け出るものとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 規則の名称及び第1条を改正。
- (2) 第2条第2項及び第3条第4項を新設。
- (3) 第4条第2項を新設するとともに、旧第2項を改正し、第3項に繰り下げる。
- (4) 旧第5条及び第6条を削る。
- (5) 旧第7条を第5条に繰り上げ、第2項及び第5項を新設するとともに、旧第2項及び第3項を改正し、各1項ずつ繰り下げる。
- (6) 第6条を新設。
- (7) 旧第8条を改正し、第7条とする。
- (8) 旧第9条を第8条とする。

付 則 (平14. 1. 25)

この改正は、平成14年3月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条を新設。

付 則 (平16. 2. 18)

この改正は、平成16年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 規則の名称及び第1条を改正。
- (2) 第2条第1項本文を改正し、同条同項第1号から第8号を削り、第2項を第3項に繰り下げ、第2項を新設。
- (3) 第3条の表題及び第1項を改正し、第2項及び第3項を削り、第4項を第2項に繰り上げる。
- (4) 第4条第1項本文及び同条同項第1号及び第2号を改正し、第2号を第3号に、第3号を第5号に、第4号を第6号にそれぞれ繰り下げ、第2号、第4号、第7号、第8号を新設し、第3項を改正。
- (5) 第5条第1項及び第2項を改正し、同条第2項に第1号から第4号を新設し、同条第3項を改正し、第1号から第6号を新設し、同条第4項を改正し、第1号から第5号を新設し、第5項を削る。
- (6) 旧第6条を削り、第6条を新設。
- (7) 第7条第1項を改正し、第2項を新設。
- (8) 第8条を改正。
- (9) 第9条を改正。

付 則 (平16. 11. 26)

- 1 この改正は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 特別会員が平成16年12月1日から同17年5月31日までの間に任命する第5条第4項の広告審査担当者については、同条第2項第2号又は第3号の規定にかかわらず、次の第1号から第3号の全ての要件に該当する者に限り、当該任命をした日から6月間、証券仲介業務に係る広告等又は景品類の提供の審査を行わせることができる。

- 1 一種外務員、信用取引外務員又は二種外務員の資格を有する者
- 2 試験規則による特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者
- 3 本協会が指定する研修の受講修了者

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第5条第1項本文を改正し、同項第1号、第2号及び第4項を新設し、旧第4項を第5項に繰り下げ。
- (2) 第6条を改正。

付 則 (平17. 9. 20)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 第5条第2項第2号及び第3項第2号を改正。

付 則 (平19. 9. 18)

- 1 この改正は、平成19年9月30日から施行する。
- 2 協会員における特定店頭デリバティブ取引等のみに係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第5条第2項、第3項及び第5項の規定を適用しない。

(注) 1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 規則の題名及び第1条を改正。
- (2) 第2条第本文を改正し、第1号から第3号を新設、第2項及び第3項を削る。
- (3) 第3条第1項を改正。
- (4) 第4条第1項本文、第3号、第3項を改正。
- (5) 第5条第1項本文、第1号、第2号、第2項本文、第2号から第4号、第3項本文、第2号、第4号、第6号、第4項を改正し、第5項を新設し、旧第5項を削る。
- (6) 第6条を改正。
- (7) 第7条第1項を改正。
- (8) 第8条を改正。
- (9) 第9条を改正。

付 則 (平21. 2. 17)

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 第5条第2項、第3項及び第5項を改正。

付 則 (平 22. 3. 16)

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 5 条第 1 項第 1 号を改正。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年 5 月 29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 2 条第 3 号を改正。
- (2) 第 5 条第 5 項本文を改正。